

確定申告書の作成や電子申告を自宅でしてみませんか？

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、ぜひ自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告を利用してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば自動で計算されて確定申告書を作成できます。

●インターネットで電子申告するには？

マイナンバーカードとスマートフォンまたはICカードリーダーライター、税務署発行のID・パスワードを持っている人は電子申告ができます。

スマートフォンを使って作成する人はこちらから▶

作成コーナー 検索

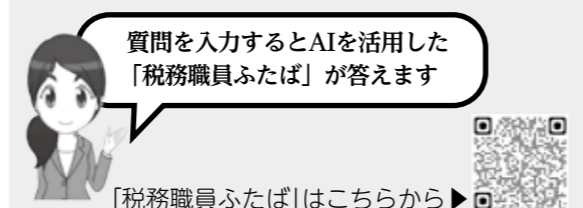
●インターネットで申告書を作成して提出するには？

マイナンバーカードや税務署発行のID・パスワードを持っていない人は、国税庁ホームページから確定申告書を作成、印刷して郵送などで税務署へ提出できます。市税務課窓口を設置の税務署行きポストに投函する場合は、切手は不要です。予約の必要がないインターネットでの申告を検討してください。

●各種問い合わせ先

- e-Taxの使い方や操作方法など
e-Tax・作成ヘルプコーナー
☎0570・01・5901（全国一律市内通話料金）
- 申告書作成にあたっての不明点など
香椎税務署☎092・661・1031

- チャットボットでの相談



「税務職員ふたば」はこちらから▶

申告会場で手続きをする人へ、申告当日に必要なものを確認！

① 本人確認書類

- 申告者および扶養者のマイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号の記載のある住民票と運転免許証などの本人確認書類

② 収入が分かるもの

- 給与や年金（企業年金も含む）の所得が分かる源泉徴収票など
- 営業・農業・不動産収入がある人は収支内訳書または決算書

③ 控除が分かるもの

- 生命保険、個人年金、地震保険の控除証明書
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書または証明書
- その他控除を受けるための証明書（寄附金（ふるさと納税など）の領収書、医療費控除の明細書など）
- 心身に障がいがある人は障害者手帳など

④ その他

- 申告者名義の金融機関の口座番号が分かるもの ※還付の場合は必須
- 電子申告（e-Tax）に関する利用者識別番号（16桁の数字）が分かるもの ※持っている人のみ
- スマートフォン ※2月22日（木）、2月26日（月）、2月27日（火）の香椎税務署職員受付を予約した人のみ
- 印鑑 ※認印でも可

注意

- 収入や控除が分かるものをあらかじめ印刷して持ってきてください。
- 営業・農業・不動産収入がある人は、収支内訳書や決算書は事前に作成して持ってきてください。自分で作成するのが難しい人は、香椎税務署で申告してください。
- 医療費控除を受ける人は、所定の必要事項をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が義務化されています。必ず事前に作成して持ってきてください。※保険者が発行する医療費通知でも可能です。なお、国民健康保険の医療費通知11～12月分は令和6年2月末に発送します。医療費通知到達前に申告する場合は、11～12月分の医療費の明細を「医療費控除の明細書」に記入する必要があります。

令和5年分 税の申告

問い合わせ
市税務課☎43・8117



令和5年分の所得税および市県民税の申告受付が始まります。提出された申告書は、市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、各申告会場の開設期間内に忘れずに申告しましょう。

なお、スマートフォンやパソコンによる電子申告を推奨するため、市役所別館大ホールおよび津屋崎行政センターで行う所得税の申告の対面による受け付けは、令和6年1月1日時点で65歳以上（昭和34年1月2日以前に生まれた人）もしくは公的年金所得（老齢年金）がある人の申告のみとなります。

まずは申告前にチェック！

申告内容によっては市役所で受け付けできないものもありますので、フローチャートで事前にご確認ください。

① 令和6年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得（老齢年金）がある



はい

いいえ

市役所での対面による申告受付はできません。スマートフォンやパソコンによる申告書作成や電子申告、または香椎税務署などでの申告を検討してください。 ※市県民税申告の人は④へ

② 申告書を自分で作成できる、またはパソコンを使った申告書の自主作成に興味がある



はい

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーの利用を勧めます。詳しくは15ページをご覧ください。操作に不安がある人は、市役所の自主作成コーナーで、補助員のサポートを受けながら、パソコンを使って申告書を作成できます。 ※事前予約が必要です ※申告する内容などによっては香椎税務署を案内することがあります

いいえ

③ 申告内容に土地・建物の譲渡（分離課税）、株の譲渡、分離配当、山林所得、先物取引、繰越損失が含まれる



はい

税務署からの指導により、市役所では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。

いいえ

④ 申告内容に営業、農業、不動産、利子、総合譲渡、退職の所得が含まれる



はい

⑤ 営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである（営業・農業・不動産の所得がない人は「はい」へ）

いいえ

市役所で市職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。詳しくは16ページをご覧ください。 ※①に該当しない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません



はい

市役所で税理士、税務署職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。詳しくは16ページをご覧ください。

いいえ

収支内訳書または決算書を作成してください。

作成後は

市県民税申告書の提出を忘れていませんか？

市県民税申告とは、所得税がかからない人や確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市役所に提出するものです。市公式ホームページの「住民税試算システム」で作成できます。作成後は印刷して市税務課へ郵送、もしくは市の確定申告会場へ持ってきてください。パソコンでの作成が難しい人は、申告会場で受け付け可能ですが、事前予約が必要です。

市役所別館大ホールと津屋崎行政センターでの申告手続きは、事前予約が必要です！

予約受付期間	予約受付方法・受付時間	
2月1日(木)～ 3月13日(水)	コールセンター ☎0570・018・202 受付時間：午前9時～午後4時 ※土曜・日曜日、祝日は除く	市公式ホームページ 市公式LINE 受付時間：24時間

※市税務課窓口での予約受付はできません

※予約開始日は大変混み合うことが予想されます

※予約は先着順です。予約枠が埋まり次第、受け付けを終了します

※申告当日は予約した際の予約番号や氏名を確認します。番号が不明な場合、免許証などで本人確認をします

※予約日の前日まではインターネットおよびコールセンターで予約のキャンセルができます。当日は市税務課へ電話で連絡してください。なお、予約の変更をする場合、すでに変更希望日の予約枠が埋まっていて、変更できない場合があります。

※市役所別館大ホールと津屋崎行政センターの予約が取れなかった場合、確定申告は3月15日(金)までに香椎税務署で行ってください。市県民税申告は3月15日(金)以降に市税務課で受け付けます

～ 予約前に必ず確認！ 予約時に必要な情報 ～

ご家族など代理人による申告の場合も、予約は申告対象者の情報で行ってください。

①氏名 ②電話番号 ③住所 ④生年月日 ⑤受信可能なメールアドレス(インターネット予約の人のみ)

⑥日時(以下の申告日程・申告時間を確認)

▶申告会場・日程…16ページで確認

▶申告時間…予約時に以下の時間から選んでください。 ※正午～午後1時は昼休憩

【市職員受付・税理士受付・市役所別館大ホール自主作成コーナー】

①午前9時 ②午前9時30分 ③午前10時 ④午前10時30分 ⑤午前11時 ⑥午前11時30分(市職員受付のみ)

⑦午後1時 ⑧午後1時30分 ⑨午後2時 ⑩午後2時30分 ⑪午後3時 ⑫午後3時30分

【津屋崎行政センター自主作成コーナー】

①午前9時 ②午前10時 ③午前11時 ④午後1時 ⑤午後2時 ⑥午後3時

Ⓐ インターネットでの予約方法

- ①14ページの「まずは申告前にチェック！」フローチャートを見て、どの申告を行うか確認する。
- ②市公式ホームページの「令和5年分の福津市役所での確定申告は事前予約をお願いします」から予約ページへ行き、予約する。
- ③予約が完了したら予約完了のお知らせがメールで届くので、誤りがないか確認する。

Ⓑ 電話での予約方法※音声案内が流れたら順番に予約を受け付けますので、そのままお待ちください

- ①電話する前に14ページの「まずは申告前にチェック！」を見て、どの申告を行うか確認する。また、いくつか候補日を考えておく。
- ②電話をして、申告場所と申告の種類を伝える。
- ③いくつか候補日を事前に考えておき、希望の日時を伝える。
- ④予約を完了する前に必要資料や注意事項の説明を受ける。

※説明の内容は広報ふくつ2月号や市公式ホームページ(令和6年2月1日以降)でも確認できます

各申告会場の日程、時間など

受け付けは、事前予約や当日整理券が必要です。会場ごとに予約方法や受け付けできる申告内容が違うので、注意してください。

申告内容		申告会場の期間・時間・対象者・申告の種類・予約方法							
		①市役所別館大ホール(※4)		②津屋崎行政センター(※4)		③香椎税務署申告会場(※4)		④イオンモール福津スマホ申告会場	
		2月16日(金)～ 3月14日(木) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	2月16日(金)～ 2月29日(木) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	2月16日(金)～3月 15日(金)ただし、2 月25日(日)は開設 午前9時～午後4時	1月31日(水)～2月 2日(金)午前10時～ 午後3時 ※最終日 は午後6時まで				
		対面での申告受付(市職員受付・税理士受付)は、令和6年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得がある人に限ります。 ※65歳未満の人、公的年金所得がない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません ※市県民税申告は年齢・所得の種類を問わず受け付けます							
		市職員 受 付	税理士 受付※5	自主作成 コーナー	市職員 受 付	税理士 受 付	自主作成 コーナー	〇	〇
所得	事業	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×
	営業など	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×
	農業	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×
	不動産	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)	〇	×
	配当・一時	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	〇	△(※1)
	給与	△(※2)	△(※2)	〇	△(※2)	△(※2)	〇	〇	〇
	公的年金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
控除	土地・建物の譲渡	×	×	×	×	×	×	〇	△(※6)
	株式の譲渡	×	×	×	×	×	×	〇	×
	住宅借入金等特別控除	×	×	×	×	×	×	〇	〇
	医療費控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
控除	寄附金控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	雑損控除	×	×	×	×	×	×	〇	×
注意事項		3月12日(火)、3月13日(水)、3月14日(木)は市職員受付と市県民税申告のみ受け付け。				〇		スマートフォンを持っている人は、原則、自分のスマートフォンで申告書を作成。イオンモール福津税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関や周辺の有料駐車場を利用してください。	自分のスマートフォンが必要。イオンモール福津への確定申告に関する問い合わせは絶対に行わないでください。
問い合わせ先		市税務課 ☎43・8117				香椎税務署 ☎092・661・1031			
予約方法		インターネット、LINE、電話 ※詳しくは17ページで確認してください				会場当日整理券を配布、LINE		会場当日整理券を配布	

(※1) 総合課税のみ申告できます。申告分離課税を選択する場合は香椎税務署へ

(※2) 令和6年1月1日時点で65歳以上(昭和34年1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人のみ申告できます

(※3) 市職員受付に該当する項目以外の入力方法などについて不明な点は、香椎税務署に問い合わせてください。当日、会場での対応はできません

(※4) 市役所、行政センター、香椎税務署の受付期間は土曜・日曜日、祝日は除きます

(※5) 2月22日(木)、2月26日(月)、2月27日(火)は税理士受付はありません。香椎税務署職員がスマホ申告にて受け付けます

(※6) 住宅借入金等特別控除の適用に伴う譲渡・贈与については相談を受け付けます。詳しくは香椎税務署に問い合わせてください